

香美町子どもの読書活動推進計画 (第2次)

令和5年3月

香美町教育委員会

《目次》

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

- 1 策定の経過
- 2 計画の趣旨
- 3 計画の期間と各計画との関連
- 4 計画の対象

第2章 第1次計画の検証と現状

- 1 読書が楽しいとみんなが実感できる「家庭」
- 2 大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える「地域」
- 3 自然に本に手を伸ばす子どもを育てる「学校」
- 4 家庭、地域、学校と本を結ぶ「教育委員会」「公民館」

第3章 第2次計画の基本方針と推進に向けての取組

- 1 基本方針
- 2 取組指標
- 3 取組方針
- 4 施策の体系

第4章 取組方針の実践

- 1 「学校」自然に本に手を伸ばす子どもを育てる
- 2 「家庭」読書が楽しいとみんなが実感できる
- 3 「地域」大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える
- 4 「教育委員会・公民館」学校、家庭、地域をつなぐ

第5章 計画推進のための諸条件の整備

- 1 計画の進行管理
- 2 ネットワークの拡充
- 3 施設・整備等環境の整備
- 4 財政上の措置

<資料>

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）
- ・用語解説

第1章 子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 策定の経過

国では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とし、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定しました。平成30年4月策定の第四次計画では、読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組の推進や、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を行っています。

兵庫県においては、国の基本計画に基づき、生涯にわたり自ら学ぶ力を養うために、子どもの読書環境の整備・充実に取り組むため、平成16年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が策定されました。平成2年3月には、これまでの取組の成果や課題を踏まえた第四次計画を策定し、兵庫県における子どもの読書活動の在り方を提示しました。第4次計画では、本に出会い触れる機会の充実、子どもの読書活動を支える人材育成及び環境整備、ICT技術の進展などによる環境の変化やICT環境への対応などの取組を行っています。

香美町教育委員会では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」並びに国・兵庫県の基本計画に基づき、平成27年1月、子どもの読書活動の推進に関する総合計画として「香美町子どもの読書活動推進計画（以下、第1次読書計画）」を策定し、“乳幼児期から本に親しむ、出会い・環境・習慣づくり”を基本方針として、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

このたび、第1次読書計画の満了に伴い、国や県の計画、前期計画期間における状況や課題、これまでの取組について検証した結果を踏まえ、「第2次香美町子どもの読書活動推進計画」（以下、第2次読書計画）を策定するものです。

2 計画の趣旨

現代は、インターネットの環境整備が急速に進み、スマートフォン等、情報通信機器の普及や、それを活用したSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等コミュニケーションツールの多様化等、情報メディアの発展により子どもを取り巻く環境が大きな変化を見せる中、学校においても1人1台端末（タブレット）の本格的な活用が行われるなど、ICT環境が整備され、様々な情報機器に触れる機会が増え、子どもの読書環境に大きな影響を与えています。

子どもにとって「読書」は、基礎学力の向上に繋がるだけでなく、感性を磨き、表現力や創造力を高めるうえで不可欠であるとともに、さまざまな本との出会いをとおして、人生をよりよく生きるための力を養っていく極めて大きな手段の一つであります。

とりわけ、乳幼児期から読書に親しむ環境の中で育った子どもは、生涯にわたって自ら学ぶ習慣を身に付けることができ、一度身に付けた習慣は、大人になってか

らもあらゆる場面で役立ち、主体的に判断して課題を解決するための資質や能力となります。

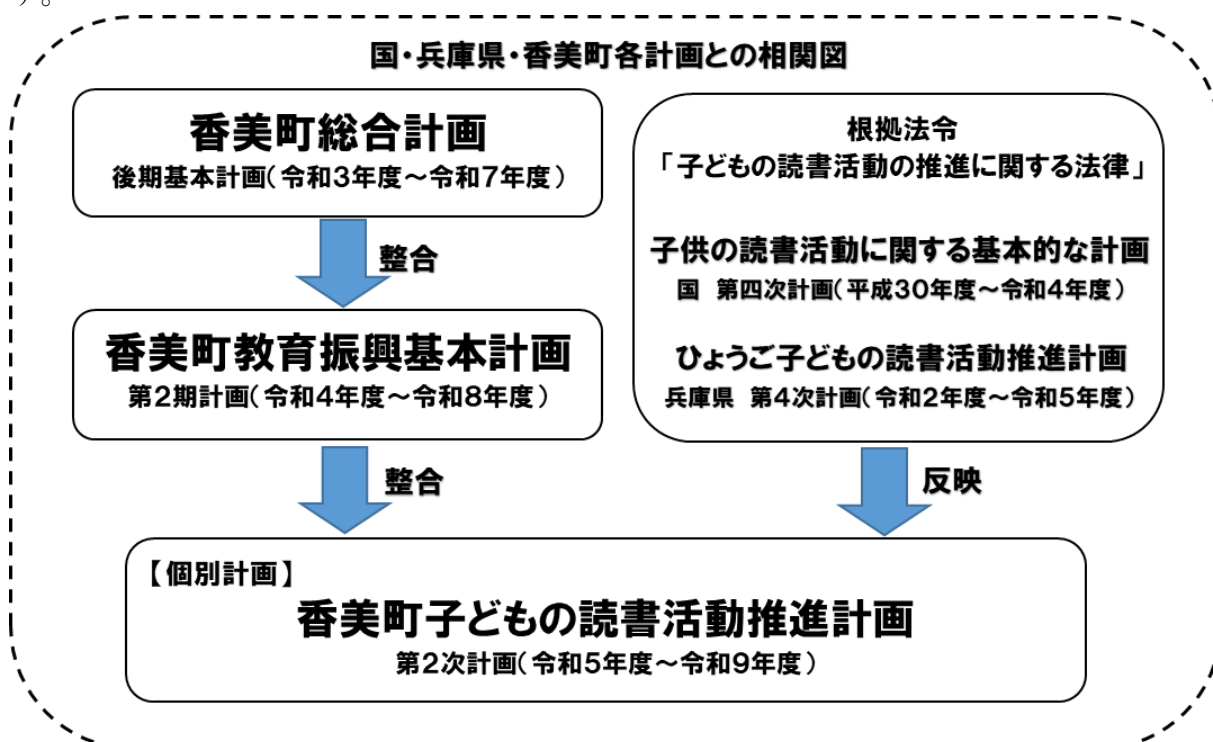
第2次読書計画の策定においては、そうした観点から、子どもの読書活動を推進していくとともに、香美町総合計画の基本構想に掲げるまちの将来像である「こどもたちに夢と未来をつなぐまち」の実現に向け、家庭、地域、学校、教育委員会等が、それぞれの分野で担うべき役割を認識した上で、一体となって子どもの主体的な読書活動を推進し、条件整備に取り組んでいきます。

3 計画の期間と各計画との関連

計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とし、今後5年間に取り組む基本方針について明記しています。

なお、この第2次読書計画は、「第2次香美町総合計画（後期基本計画）（以下、香美町総合計画）」（令和3年度～令和7年度）における分野別計画として事業の実施を進めるものであり、教育振興に関する中期的な総合計画として策定する「第2期香美町教育振興基本計画（以下、第2期教育計画）」（令和4年度～令和8年度）などとの整合性を図ります。

また、国・県の計画更新や今後の社会情勢の変化、第2次香美町総合計画及び第2期香美町教育振興基本計画の改訂にあわせ、変更が必要な場合は、改正します。



4 計画の対象

この計画の対象は、町内在住のおおむね18歳以下の子どもと、子どもの読書活動の推進に関わる保護者や地域、教職員、行政などを対象とします。

第2章 第1次計画の検証と現状

教育委員会は、これまで第1次読書計画の基本方針「乳幼児から本に親しむ、出会い・環境・習慣づくり」に基づき、4つの取組ごとに目標を立て、読書活動を推進してきました。

第1次計画の検証は、取組ごとに行った実践項目の推進内容と、令和3年に行われた「香美町教育振興計画に関する意向調査（以下、町意向調査）」、「全国学力・学習状況調査（以下、全国調査）」の読書に関する項目、各公民館図書室等の貸出状況等により行いました。

1 読書が楽しいとみんなが実感できる「家庭」

家庭での取組については「家読（うちどく）※1のすすめ、家族みんなで読書！」を目標としてきました。

家読の推進については、学校において親子読書などに取り組むと共に町広報や図書室だよりにて啓発を行い、公民館図書室や移動図書館車の積極的な利用を呼びかけました。

評価については、第1次読書計画の初年度から令和3年度までの公民館図書室、移動図書館車等「貸出人数」「貸出冊数」【図1・図2】について検証しました。

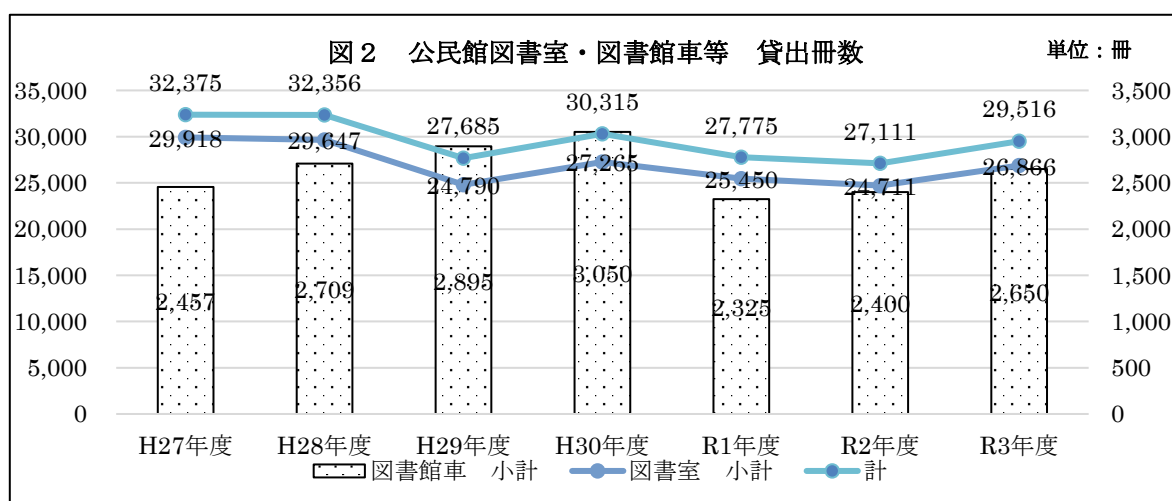
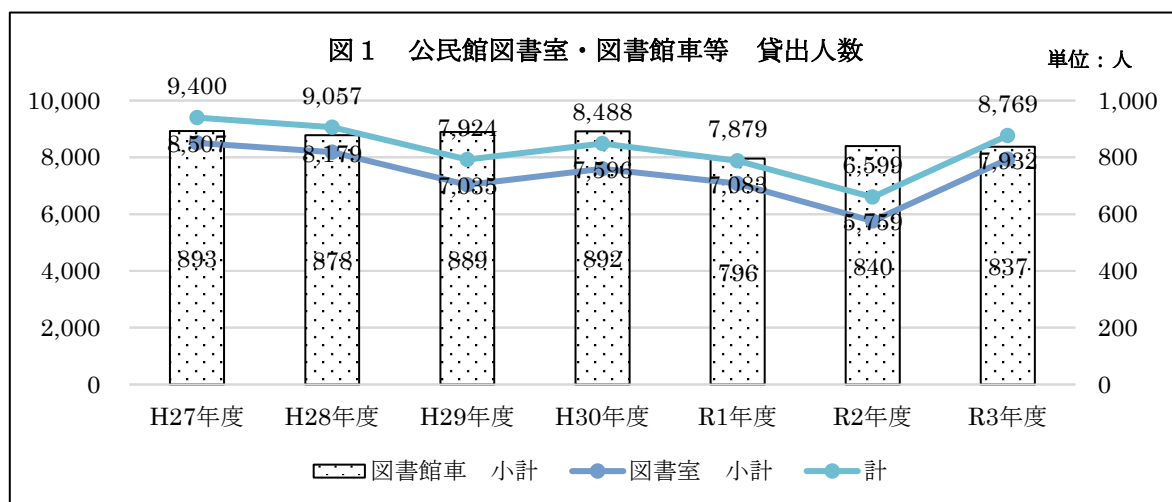
公民館図書室については、「貸出人数」「貸出冊数」とともに平成27年度から微減傾向にあり、令和元年、2年度の新型コロナウイルスの影響により、減少傾向が進みましたが、令和3年度には増加となっています。

図書館車については、平成27年度から平成30年度までは、「貸出冊数」は増加傾向にありましたが、令和元年に一旦大きく減少、令和2年度から再び増加傾向となっています。

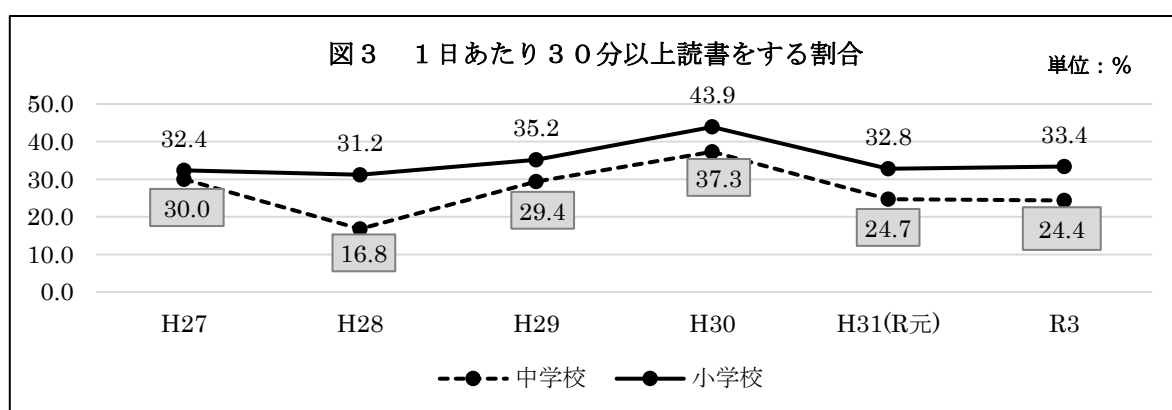
貸出冊数が令和3年度に増加した要因の一つに、図書館司書※2の増員により、図書が整理されたこと、推奨図書の啓発を行ったことが考えられます。

また、全国調査によると、平日、学校の授業以外に「1日当たり30分以上読書をする」児童生徒の割合【図3】は、小学校では平成27年～平成30年まで伸びつつあり、4割を超えていましたが、ここをピークに概ね3割前後で推移しています。中学校では小学校と比較し、読書をする割合が10%近く低くなっている傾向が見られました。





※図1・図2 公民館図書室（まほろば含む）



※図3 R2年度は実施なし

2 大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える「地域」

地域での取組については、「大人が夢中になる読書！」を目標としてきました。

地域については、小中学校、幼稚園等への読書ボランティアによる読み聞かせ会の開催、研修会に参加し、レベルの向上を図ってきました。

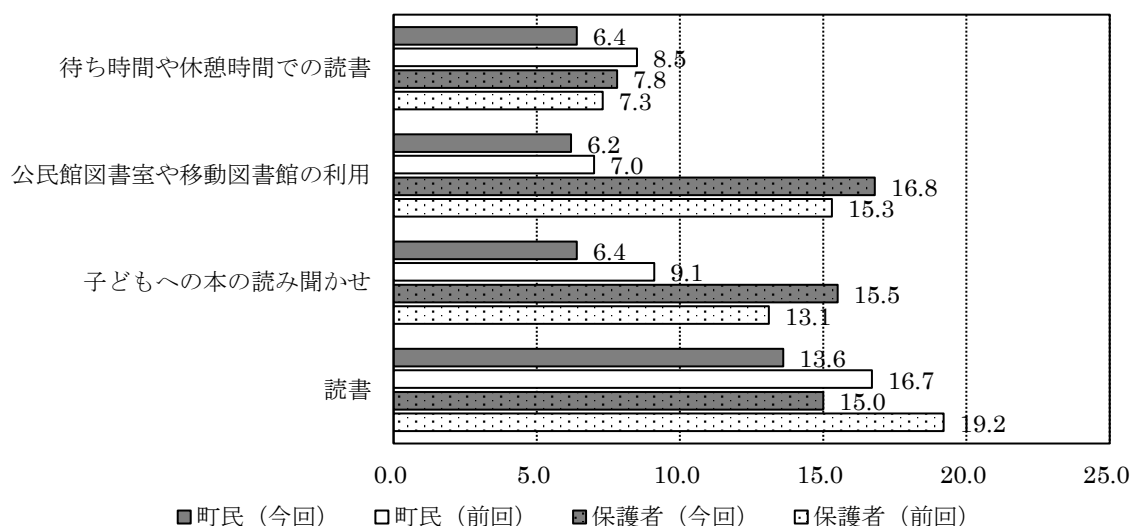
評価については、町意向調査で保護者・町民に「町民運動の自身の取組」について【図4】尋ねたところ、読書に関する4項目について、町民では、すべての項目で前回調査より減少、保護者においては「待ち時間や休憩時間での読書」「公民館図書室や移動図書館の利用」「子どもへの本の読み聞かせ」は増加しているものの「読書」について4.2%減少となっており、大人世代が自身で読書をする割合が低いことがうかがえます。

また、公民館においては、地域と子どもの架け橋となる読書ボランティア団体が活動しており、図書館司書と連携し、読み聞かせを中心に紙芝居、ストーリーテリング※3、図書室の図書整理を行うなど、子どもたちへの本への関心を高める重要な役割を果たしています。



図4 町民運動の自身の取組・読書項目
【複数回答（保護者・町民別：前回比較）】

単位：%



3 自然に本に手を伸ばす子どもを育てる「学校※4」

学校での取組については、「本好きな子どもの育成！」を目標としてきました。

小中学校においては、すべての学校で「朝読書」が行われており、読書週間の設定や読書感想文作成、家庭での読書（家読）を推進する親子読書、地域の読書ボランティア（団体・個人）と協力し読み聞かせ会を開催するなど、さまざまな取組を行ってきました。

また、小中学校への団体貸出し事業「ジオンくんの本わか文庫※5」では、子どもたちのもっと本を読みたいという読書意欲に応えられるよう、蔵書数【表1】を増やし、各校でコンテナに入れた絵本、児童書など（40冊）を受け入れ、身近な場所に設置するなど多様な本に触れる機会を図っています。

評価については、町意向調査で保護者・町民に「3つの町民運動への取組について」学校園が積極的に取り組んでいると思うこと【図5】を尋ねたところ、読書に関する4項目については、前回調査より「学校園での読書推進」に対する評価が保護者で若干下がっていますが、その他の項目については、保護者・町民ともに0.8～8.1%増加しており、学校園の積極的な取組の成果が表れています。

また、「学校園が進めている教育活動の中で、魅力ある、または自慢できると感じている活動」を尋ねたところ【図6】、「朝読書や読み聞かせなどの読書活動」については、前回調査より評価はあがっており、学校園での読書活動への理解が深まっていることがうかがえます。



表1 ジオンくんの本わか文庫蔵書数

本わか文庫蔵書数	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年
	141	277	360	428	506

図5 町民運動の学校園の取り組み・読書項目
【複数回答（保護者・町民別：前回比較）】

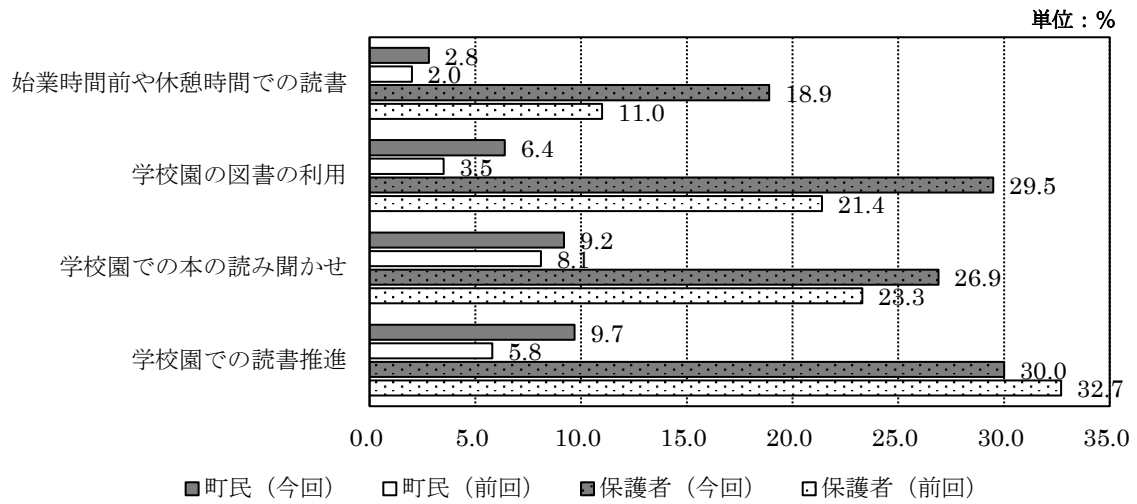
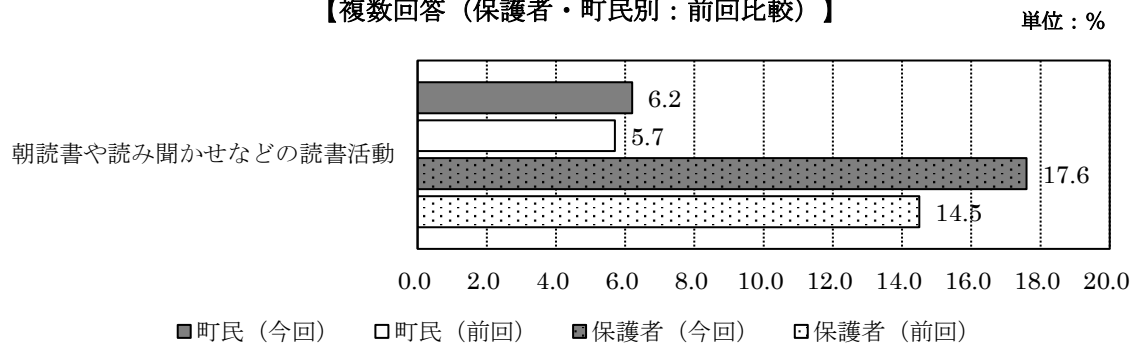


図6 魅力ある教育活動・読書項目
【複数回答（保護者・町民別：前回比較）】



4 家庭、地域、学校と本を結ぶ「教育委員会」「公民館」

「教育委員会」「公民館」での取組については「町じゅう図書館」の推進！」を目標として、公民館図書室の蔵書の充実【表2】、移動図書館車の巡回【表3】、認定こども園、子育て、高齢者施設等への団体貸出しの拡充のほか、公民館図書室に雑誌コーナー、絵本コーナーを設置し、地域住民が気軽に集える空間づくりを行うなど、読書環境の充実を図ってきました。

ほか、町広報にてサービスの紹介やおすすめ本の紹介「図書室へ行こう♪」の記事掲載、各公民館だよりや図書室だよりの発行、町ホームページへの掲載を通じて、読み聞かせ、新刊情報の発信を行うとともに、各学校園において読書ボランティアと連携した読み聞かせ会や、乳幼児期の親子を対象に絵本講座などの事業を行いました。

図書利用にかかるサービスの向上と図書資料の有効活用を図るため、兵庫県立図書館の利用や、豊岡市、新温泉町及び岩美町と締結した「図書資料の相互利用協定」に加え、令和2年3月に行われた「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏連携協約」の締結により、新たに鳥取市、若桜町、智頭町、八頭町、そして令和3年9月に図書館が開館した養父市とも公共図書館（室）の相互利用ができるようになりました。

評価については、令和2年に行われた町民アンケートで「教育、文化、生涯学習について」施策、取組の重要度、満足度を尋ねスコアを算出した結果【図7】、「図書館活動と図書館の整備」については、重要度74.0、満足度－18.9となり、重要度に比べ満足度が非常に低いことがわかりましたので、満足度を高める施策、取組が必要と考えます。

表2 各公民館等図書室蔵書数

図書室	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
香住区中央公民館	27,966	28,739	29,235	29,958	29,753	27,240	28,062
香住地区公民館	678	681	685	680	670	-	970
奥佐津地区公民館	2,135	2,149	2,157	2,179	2,185	2,286	2,337
佐津地区公民館	2,008	2,015	2,021	2,097	2,185	2,283	2,150
柴山地区公民館	2,318	2,329	2,335	2,348	2,354	2,354	2,411
長井地区公民館	1,483	1,490	1,496	1,509	1,515	1,620	1,670
余部地区公民館	2,033	2,039	2,045	2,057	2,063	2,182	2,227
村岡区中央公民館	15,879	16,266	16,390	16,766	16,261	16,932	17,472
兎塚地区公民館	1,598	1,639	1,639	1,639	1,658	915	936
射添地区公民館	573	573	573	773	773	556	575
民俗資料館まほろば	7,351	7,468	7,534	7,609	7,684	7,684	7,768
小代区地区公民館	10,467	11,193	11,728	12,225	12,887	13,513	14,152
計	74,489	76,581	77,838	79,840	79,988	77,565	80,730

※R2 香住地区公民館は香住文化会館移転作業により蔵書なし

表3 各移動図書館車巡回箇所等一覧

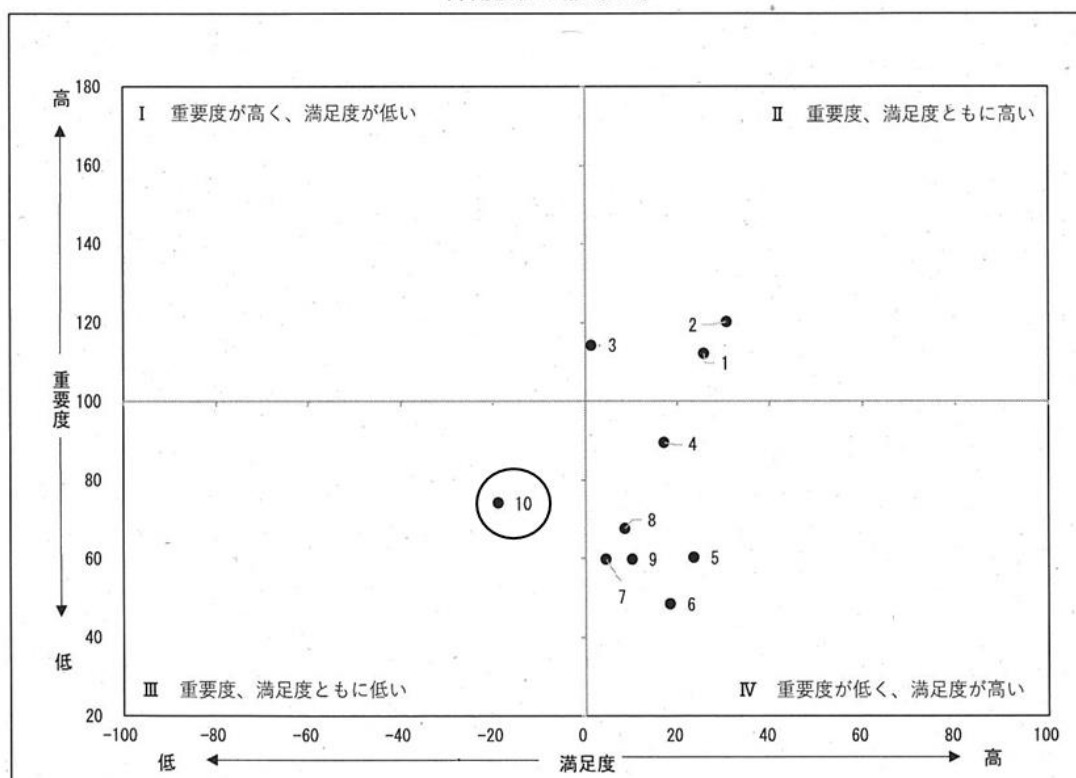
移動図書館車	稼働開始	積載冊数	巡回箇所	巡回回数
やまなみ（村岡区）	平成24年1月	約1,200冊	52区52ヶ所	年46回
メルヘン21（小代区）	平成12年12月	約800冊	20区26ヶ所	年48回

図7 教育・文化・生涯学習について（町民アンケート）

〈各施策のスコア〉

施策・取組	満足度	重要度
1 幼児教育の充実	25.8	112.1
2 義務教育の充実	30.6	120.3
3 通園・通学対策	1.3	114.2
4 特別支援教育	17.0	89.6
5 生涯学習活動、公民館講座等	23.4	60.2
6 人権施策の推進	18.3	48.4
7 芸術・文化の振興	4.4	59.9
8 スポーツの振興	8.4	67.6
9 歴史資源や文化財の保護、活用	10.0	59.8
10 図書館活動と図書館の整備	-18.9	74.0

〈各施策の散布図〉



第3章 第2次計画の基本方針と推進に向けての取組

1 基本方針

第1次計画の検証では、学校園や読み聞かせ等、子どもに対する読書活動の成果はあがっているものの、読書活動を推進する中で、大人世代の読書運動の取組が充分でないことがわかりました。子どもの読書活動を推進する上で、家庭・地域において大人が子どもと共に行う読書活動は、子どもの読書習慣の見本となる効果的な手段の一つであり、学校園での読書活動と両輪となるものです。

このため、第2次読書計画では、学校園、地域での読書活動をさらに推進するとともに、家庭と地域の“大人”に焦点をあて“子どもと一緒にあった活動”を推進するために下記の基本方針を定めました。

基本方針

【乳幼児から大人まで本に親しむ、出会い・環境・習慣づくり】

乳幼児期から大人と一緒にあって本に親しむよう読み聞かせに積極的に取り組むなど、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知る「出会いづくり」、子どもが読書活動に関心を高めるような本を身近な場所に整える「環境づくり」、家庭と地域で大人も一緒にあって本を読む「習慣づくり」を家庭、地域、学校、教育委員会が連携し本に親しむ機会を提供します。

《本に親しむための3つの方向性》

- | | |
|------------|------------------|
| ① 「出会いづくり」 | 本を身近に感じる |
| ② 「環境づくり」 | 足を運びたくなる図書室、図書館車 |
| ③ 「習慣づくり」 | 自らすすんで本を読む |

2 取組指標

取組指標は、基本方針を達成するため、以下の3つの項目を上げ目標を定めます。

項 目		現状値 (R3 年度)	目標値 (R9 年度)
①平日、学校の授業以外に「一日当たり30分以上」読書をする児童生徒の割合	小学校	33.4%	43%
	中学校	24.4%	29%
	高等学校	20.5%	25%
②公民館図書室等利用者数（人/年間）		8,726 人	9,000 人
③公民館図書室等貸出冊数（冊/年間）		29,516 冊	34,000 冊

※①については、兵庫県の目標値が小学校43%、中学校29%、高等学校16%である。小中学校は、目標値に達していないため同様の目標値とし、高等学校は目標値を超えているため、中学校の増加率に併せ25%とする。

※②、③については、香美町総合計画では、令和7年度の目標値が8,450人、33,000冊であり、現状値と比較し、大きい数字から3%増を目標値とし、それぞれ、9,000人、34,000冊とする。

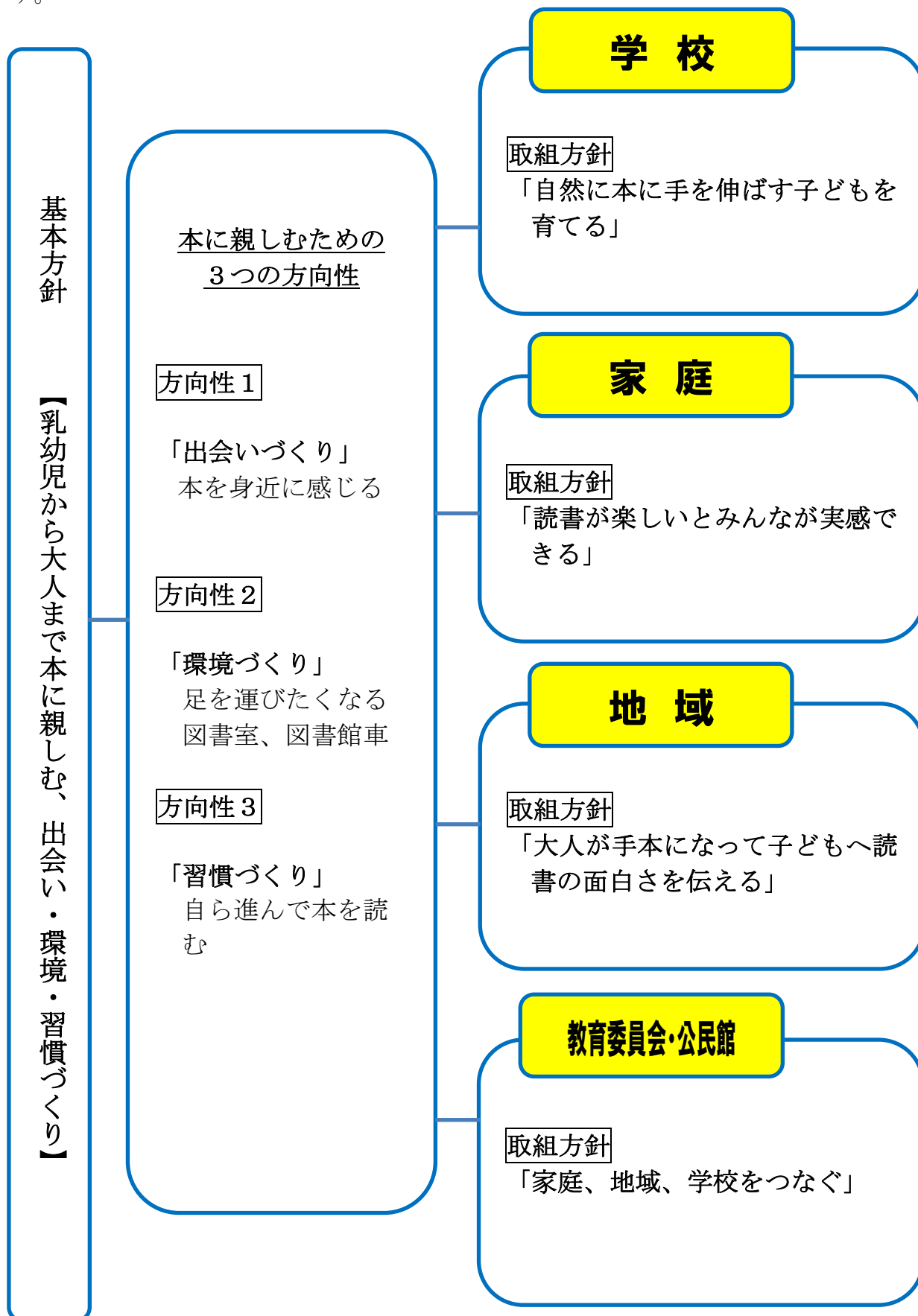
3 取組方針

取組方針は、基本方針を実現するために、分野ごとに4つの方針を定めます。

- ①「学校」自然に本に手を伸ばす子どもを育てる
- ②「家庭」読書が楽しいとみんなが実感できる
- ③「地域」大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える
- ④「教育委員会・公民館」家庭、地域、学校をつなぐ

4 施策の体系

基本方針の実現のための方向性と、取組方針の体系を、以下のとおり示します。



第4章 取組方針の実践

1 「学校」自然に本に手を伸ばす子どもを育てる

学年が上がるにつれて、興味の対象が広がり子どもたちは読書をすることから遠のいていくようです。子どもたちの「読みたい」「調べたい」という欲求に応えられるような学校図書室を目指して、環境整備を行い、「読む取組を進めます。

【具体的な実践項目】

(1) 調べる学習

- ・教科等の学習との連携（読書活動による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、探究型授業への改善）

(2) 読む学習

- ・朝読書の積極的な取組
- ・校内での読み聞かせ会の充実
- ・ストーリーテリングやブックトーク※6の充実
- ・絵本や物語に親しむ活動の充実
- ・移動図書館車の受け入れ
- ・本わか文庫の活用
- ・小説などの長文にチャレンジ

(3) 環境整備（ハード面・ソフト面）

- ・安心して図書に触れることができる場の確保
- ・テレビ、ゲーム、SNS等のルールづくりと読書運動の啓発
- ・司書教諭※7の発令、学校司書※8の配置
- ・読書ボランティアの積極的な活用
- ・図書室の開館時間の拡充



2 「家庭」読書が楽しいとみんなが実感できる

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されています。このため発達段階に応じ、親や家族がすすんで本を読む姿を子どもに見せるとともに、同じ本を子どもと一緒に読み感想を話し合うなど、子どもが大人と共に読書に親しむ家庭づくりに取組ます。

【具体的な実践項目】

(1) 子どもの取組

- ・「家読（うちどく）」の推進
- ・公民館図書室、移動図書館車の積極的な利用
- ・新聞等活字に触れる機会の充実

(2) 大人の取組

- ・保護者による絵本や物語の読み聞かせ
- ・一日 10 分間読書
- ・カバンの中にいつも一冊の本
- ・待ち時間読書
- ・誕生日に本をプレゼント
- ・保護者（大人）自身が読書する機会の充実
- ・スマートフォンの視聴、テレビゲーム実施時間のルールづくり



3 「地域」大人が手本になって子どもへ読書の面白さを伝える

子どもの読書活動の推進には、子どもと本を結ぶ身近な大人や読書ボランティアの存在が重要な役割を果たしています。子どもたちが「本を読むのは面白い」と心から思えるように大人から働きかけます。

【具体的な実践項目】

(1) 読書ボランティアの取組

- ・学校や幼稚園、保育所、認定こども園、子育て・子育て支援センター等での読み聞かせ
- ・読み聞かせボランティアの研修会、情報交換会の開催

(2) 地域の取組

- ・子どもと大人が共に集う読書会等の実施
- ・人が立ち寄り易い場所への図書コーナーの設置
- ・いきいきサロンで読書交流会の実施



4 「教育委員会・公民館」学校、家庭、地域をつなぐ

子どもたちがすすんで読書ができるよう、公民館図書室の蔵書の充実、をはじめ、移動図書館車を計画的に巡回させる等、サービスの向上を図ります。

【具体的な実践項目】

(1) 学校との連携

- ・「ジオンくんの本わか文庫」の拡充
- ・学校図書室と各地区公民館図書室間ネットワーク化

(2) 家庭との連携

- ・町広報等を利用した読書活動の普及啓発
- ・「子ども読書の日（4月23日）」の啓発と「親子と読書の日」の設定
- ・積極的な読書活動等に対する表彰
- ・ブックスタート※9の実施（乳幼児期の読書活動のきっかけづくり）
- ・親子を対象とする読み聞かせイベントや講座の実施
- ・放課後児童クラブ・教室での読書機会の提供
- ・中央公民館図書室の読書環境の整備と図書資料の充実
- ・ティーンズコーナー※10等の設置
- ・特別な支援が必要な子どものサポート
- ・移動図書館車の利用拡大

(3) 地域との連携

- ・地域住民が気楽に訪れ、読書が楽しめる空間づくり
- ・地区公民館図書コーナーの充実
- ・各地区公民館図書室間のネットワークの充実
- ・保護者、大人への読書交流会や講演会の実施
- ・図書関係スポット案内マップの作成
- ・読書ボランティアの養成、活躍の場の提供、交流会等の開催
- ・事業所への貸出し
- ・図書検索サービスの充実

第5章 計画推進のための諸条件の整備

1 計画の進行管理

第2次読書計画の実践項目、各取組を着実に実行するため、取組の実施状況や成果などを、PDCA サイクル（PLAN（計画） DO（実行） CHECK（評価） ACTION（改善））により、進捗管理します。

2 ネットワークの拡充

第2次読書計画をより良く推進していくためには、関係機関や団体が相互に連携を図り、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

町内においては、自治区・事業所等への働きかけ、地域への人的ネットワークの拡充を図ります。

また、兵庫県立図書館や因幡・麒麟のまち連携中枢都市圏構成市町及び豊岡市、養父市の公共図書館の相互利用事業などのネットワークを活用し、町民の図書サービスの充実を図ります。

3 施設・整備等環境の整備

読書活動を推進していくためには、読書ができる施設や設備等の環境を整備することが必要です。

町域が広く、公共交通機関が少ない本町においては、町全体で施設整備を考えることが必要であるため、図書館建設を含めた図書環境整備を検討し、一定の方向性を定めます。

また、図書検索等 I C Tを活用した利用者の利便性の向上を図ります。

4 財政上の措置

第2次読書計画において、各種施策を実現するため、財政上の措置が必要な場合は、予算に反映できるように努め、施策の実現を図っていきます。

＜資料＞

子ども読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

用語解説（P：本文のページ番号）

※1（P 3） 家読（うちどく）

家族ぐるみで本を読むこと。「家読」は「朝の読書」の家庭版として、読書を通して家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。

※2（P 3） 図書館司書

公共図書館や教育機関等の図書館において、図書資料の選択や発注、保管、貸出業務などを行う専門職員のこと。

※3（P 5） ストーリーテリング

子どもと本をつなぐ活動の一つであり、語り手が物語を覚え、本を観ないで自分の言葉で語る活動。

※4（P 6） 学校

町内、小中高等学校並びに幼稚園、保育所（園）、こども園を含む。

※5（P 6） ジオンくんの本わか文庫

小中学校への団体貸出事業。学校図書室には置いていない本、児童書など（40冊）をコンテナに入れて、小学校は2ヶ月に1回、中学校は3ヶ月に1回貸出し、多様な本に触れる機会を提供する活動。

※6（P 13） ブックトーク

テーマにそって絵本や本を紹介する活動。絵本や本の一部を見せたり読み上げたりしつつ、その本の魅力を伝えていく方法。

※7（P 13） 司書教諭

学校図書館（図書室などを含む）のためにおかれる教員のこと。

※8（P 13） 学校司書

学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。

※9（P 16） ブックスタート

乳幼児健診時にブックスタートパック（絵本、おすすめ絵本のリスト、図書室利用案内等）を配布すると共に読み聞かせの効果やアドバイスを行う事業。

※10（P 16） ティーンズコーナー

中学生・高校生向けのおすすめ本の紹介や配架を行うコーナー。

～本からもらう心の栄養～

子どもが手にした一冊の本。その中にはやさしい言葉やあたたかい愛情がたくさん込められています。子どもは家族に本を読んでもらったり、大人と一緒に絵本を見るのが大好きです。一日 10 分間でも本を介して子どもとふれあい、家族みんなで読書を楽しむ時間を積極的につくりましょう。

ひとりでも多く本好きな子どもが育つよう、私たち大人が手本になってすすめる「読書運動」に子どもから大人まで一緒に取組みましょう。

「3つの町民運動」パンフレットより

香美町教育委員会

〒667-1392 兵庫県美方郡香美町村岡区村岡 390-1

TEL 0796-94-0101／FAX 0796-98-1532

<http://www.town.mikata-kami.lg.jp>